

情報セキュリティと個人情報保護は、社会的責任を果たす必須項目と考えています。

リコーグループは、情報セキュリティ並びに個人情報保護について、企業が社会的責任を果たす必須の項目として全員参加で取り組んでいます。

情報セキュリティ(ISMS)

リコーグループは情報分野をビジネスの基盤としており、CSR憲章の中で「リコーグループの各企業は、自社の情報及びお客様の情報の適正な管理と保護を徹底する」と明示しています。

これは、お客様が安心してリコーグループの製品・サービスをご利用いただき、絶対的な信頼を確保したいと考えているからです。

2004年度の実施状況

●グループ規模でISMS「統一認証」取得
リコーグループは、2004年12月17日、BS7799-2:2002およびISMS認証基準(Ver.2.0)の統一認証を取得しました。その対象は、日本国内91社、1,284拠点、52,000名(リコーグループ32,000名と人材派遣の方など含めた20,000名)という世界的にも規模の大きなものです。ここに至るには、統括管理体制および標準ツールの整備、内部監査員の育成を行い、順次、外部審査を受審してきました。

<ISMS認証番号>
BS7799:IS85241
ISMS:IJ01110



<参考データ>

項目	計画	実績
内部監査員養成	500名	597名
e-ランニング受講者 直接教育受講者	52,000名	29,400名 22,600名

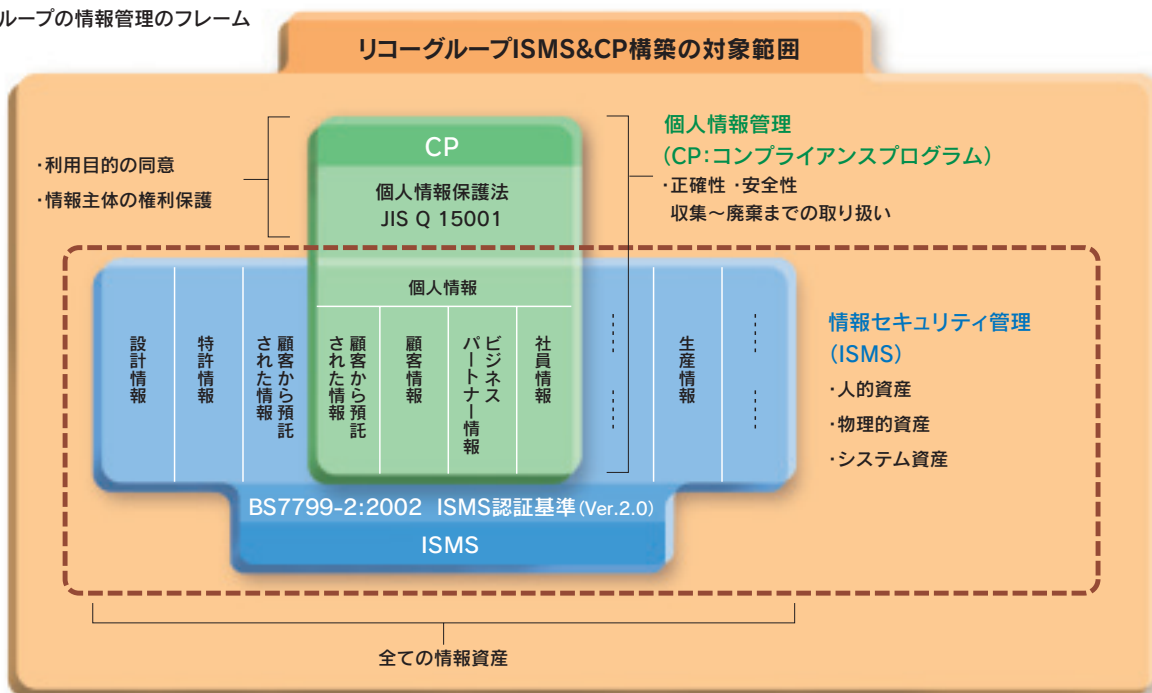
※その他、各拠点別の個別教育を1,284拠点で行いました。

2005年度の計画

●海外を含めた統一認証
海外生産関連会社の拡大審査を完了させるため、ISMS構築に向けた指導や海外内部監査員の育成を行い、2005年10月の統一認証を目指します。

●国内は継続審査への対応
ISMSで構築した組織に対して、2005年9月～11月に行なわれる継続審査に向けたマネジメントシステムの有効性の維持と向上を図っていきます。

■リコーグループの情報管理のフレーム



個人情報保護

日本の個人情報保護法の完全施行に対応し、さらに体制を強化するため、リコーグループは従来の組織体制を発展させて、新たな組織をスタートさせました。個人情報の収集から廃棄に至る取り扱いについては、利用目的の同意を得ること、情報の正確性、情報管理における安全性を基本方針に加えて明確化しています。

2004年度の実施状況

●「個人情報統括室」の設立

個人情報保護について、情報セキュリティ構築活動の中で整備・強化を図ってきましたが、お客様および社員の個人情報管理を一段と強化していくため、2004年12月1日に専任組織化した「個人情報統括室」を設置しました。2005年4月1日完全施行の「個人情報保護法」を遵守するための体制を整備しました。

2005年度の計画

●教育の充実と内部監査の強化

情報セキュリティと同様の構築活動の中で、一緒に整備・強化を図ってきたものとして教育の充実と内部監査員育成があります。これを今後さらに強化していきます。これにより、構築したマネジメントシステムの有効性を維持し、さらにその向上を継続的に確実なものにしていくことを目的としています。

●発生した事故の対応について

事例/パソコンの盗難

●発生状況

2005年3月25日(金)、リコーグループ会社社員が帰宅途中に、デモ用ノートパソコンを鞆ごと盗まれる事件がありました。パソコンには、弊社業務ソフトをご導入いただいた18,656社のお客様情報が保存されていました。企業の名称、所在地、電話番号のほか、一部のお客様については、企業の代表者名、ご担当者名および所属も含まれていました。

●発生前の対応

当該お客様情報には、パスワードを設定しているため、このパソコンを入手した者がアクセスすることは事実上困難であると認識しています。リコーでは従来から、パソコンを通じて情報が漏洩しないよう安全対策の実施を指導し、お客様情報の取り扱いに最大限の注意を払っていました。

●対応の反省と標準化

まずお客様へ事態のご報告と報道機関を通じて公表し、謝罪いたしました。その後、以下の対策を実施しました。

- ① 現状ルールでは、共用ノートパソコン(今回のものはデモ用)に対し管理対象範囲上の不備があることを認識しました。直ちに、管理対象範囲を広げて、下記ルールを加えた上で、社員に理解と適切な運用ができるように促しています。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 共用ノートパソコンは、全てに管理責任者を特定する。 2. 共用ノートパソコンは、「共用ノートパソコン管理台帳」で維持・管理する。 3. 共用ノートパソコンについてもハードディスクパスワードを設定する。 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- ② さらに、グループ内の全社員が「お客様情報・個人情報を取扱うことに対する注意」についての理解をより高め、適切に運用できるよう促しています。

- ③ これらの活動を速やかに行い、各組織の結果を2005年4月30日までにデータベースへ入力してもらうようにしました。

さらなる再発防止策については、今後検討を重ねていく予定です。